

平成28年度

第1回 北広島市都市計画審議会

議 事 録

平成28年8月30日（火）
市役所本庁舎 2階 会議室

北広島市企画財政部都市計画課

議事録署名委員

4番委員 大道彰

5番委員 長田一彦

目次

1	開会	1
2	委嘱書交付	1
3	新委員の紹介	1
4	企画財政部長挨拶	2
5	諮問書の提出	2
6	会長挨拶	2
7	議事録署名委員の指名	3
8	議事	3
	〔説明案件〕	
	議案第1号 「特別用途地区内の建築制限の変更」について	
	〔諮問案件〕	
	議案第1号 「札幌圏都市計画地区計画の変更」について	
	・希望ヶ丘地区 外10か所	
9	その他	9
10	閉会	11

平成28年度【第1回】北広島市都市計画審議会

1 日 時 平成28年8月30日（火） 10時00分～11時00分

2 場 所 北広島市役所本庁舎 2階 会議室

3 出席者 委 員：会長ほか7名
事務局：企画財政部長ほか4名
傍聴者：なし

4 議 事

〔説明案件〕

議案第1号 「特別用途地区内の建築制限の変更」について

〔諮問案件〕

議案第1号 「札幌圏都市計画地区計画の変更」について
・希望ヶ丘地区 外10か所

●出席者

【委員】

1番委員	太田 清澄 (会長)	6番委員	天井 弘志
2番委員	安藤 淳一	7番委員	鈴木 聡士
3番委員	(欠席)	8番委員	橋本 博
4番委員	大迫 彰	9番委員	田原 咲世
5番委員	長田 一彦	10番委員	(欠席)

【事務局】

企画財政部長	中屋 直
都市計画課長	諏訪 博紀
都市計画課 主査	渡辺 聡
都市計画課 技師	高橋 和巳
都市計画課 主事	大槻 達也

1 開会

◆事務局（諏訪課長） 定刻になりましたので、ただ今より平成 28 年度第 1 回北広島市都市計画審議会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。まずは本日の審議会の成立についてご報告いたします。

◆事務局（大槻主事） おはようございます。本日の審議会の出席者は、10 名中 8 名で、2 名の委員が欠席されております。北広島市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の 2 分の 1 以上の出席が認められますので、本審議会は成立することを報告いたします。

2 委嘱書交付

◆事務局（諏訪課長） それでは次第 2 の委嘱書の交付を行います。今回新たに委員として 1 名が選任されております。4 月より札幌建設管理部千歳出張所所長に着任されました、天井様につきましては「関係行政機関の職員」として 4 月 25 日より委員となられております。今年度第 1 回の都市計画審議会になりますので、企画財政部長の中屋より委嘱書を交付させていただきます。お名前を呼ばれましたら、その場でご起立していただき、委嘱書をお受け取りください。

◆事務局（渡辺主査） 天井 弘志 様

（企画財政部長より委嘱書を手交）

3 新委員の紹介

◆事務局（諏訪課長） 今回新たに選任されました天井委員の任期につきましては、北広島市都市計画審議会条例第 2 条第 3 項の規定により、前任者の残任期間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新しく委員になられた天井委員より、ご挨拶をいただきたいと思います。ご発言の際は、マイク手前のボタンを押してからご発言していただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

◆天井委員 おはようございます。ご紹介いただきました札幌建設管理部千歳出張所の天井でございます。私どもは、北広島市、恵庭市、千歳市の北海道が管理している道路と河川の工事、維持管理を担当している部署でございます。日頃から我々の事業に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、お礼申し上げ

げます。

都市計画審議会につきましては、素人ではありますが、できる限り力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

4 企画財政部長挨拶

◆事務局（諏訪課長） ありがとうございます。それでは、次第4、企画財政部長の中屋より、皆様にご挨拶申し上げます。

◆事務局（中屋部長） （省略）

◆事務局（諏訪課長） 次第にはございませんが、事務局の1名が変わりましたので、ご紹介させていただきます。建設部都市整備課から異動になりました高橋技師でございます。

◆事務局（高橋技師） おはようございます。4月から企画財政部都市計画課に異動になりました、高橋和巳と申します。よろしくお願いいたします。

5 諮問書の提出

◆事務局（諏訪課長） 続きまして次第5、諮問書の提出となります。企画財政部長より本日の諮問案件第1号「札幌圏都市計画地区計画の変更」、について都市計画審議会に諮問させていただきます。

（企画財政部長より太田会長に諮問書を手交）

◆事務局（中屋部長） よろしくよろしくお願いいたします。

6 会長挨拶

◆事務局（諏訪課長） 続きまして次第6、太田会長よりご挨拶いただき、これ以降につきましては、太田会長に審議会の議事を進めていただきたいと思います。それでは太田会長よろしくお願いいたします。

◆太田会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど中屋部長の方からもお話がございましたように、今夜から台風が接近するという気象情報が入っております。そのような中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局から説明がありましたように、本日は説明案件 1 件、諮問案件 1 件となっております。今回もそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただき、審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 議事録署名委員の指名

◆太田会長 審議に入ります前に議事録署名委員を私から指名させていただきたいと思っております。今回は 4 番委員の大迫委員と、5 番委員の長田委員に議事録署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、議事を進めてまいりたいと思っております。繰り返しの説明ですが、本日の案件は説明案件 1 件、諮問案件 1 件となっておりますので、事務局より説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

8 議事

◆事務局（渡辺主査） 皆様おはようございます。都市計画課の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。座りながらご説明をさせていただきます。前方スクリーンとお手元にお配りしております資料をもとに説明の方をさせていただきます。

建築基準法の改正に伴う特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しの説明案件議案第 1 号「特別用途地区の建築制限の変更」について説明いたします。今回の変更は法改正に伴う特別用途地区と地区計画の規程の変更であり、条項の規定整理と法律の内容に合わせて規定を一致するための変更となります。資料は諮問案件と一緒にとなっておりますので、続けて説明をいたします。

「特別用途地区の建築制限の変更」を説明案件としているのは、特別用途地区の都市計画決定事項が、種類、位置、区域及び面積であり、今回の変更内容では都市計画の変更が必要なく、都市計画の変更手続を行わないこととなりますが、「建築物の用途制限」については、北広島市の条例で定めることになっているため、今回、説明案件としての議案となっております。

また、地区計画については、都市計画の決定事項に含まれていることから、諮問案件の議案としてお諮りをし、現在、都市計画変更の手続きを行っているところであります。

今回の説明の内容ですが、変更に係る背景と趣旨を説明した後、法改正の内容、特別用途地区内の建築制限の変更、地区計画の変更、今後のスケジュールの順番で説明いたします。

次のページになりまして、今回の変更の背景と趣旨を説明いたします。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（以下風営法）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下認定こども園）、「障害者自

立支援法」の 3 つの法律が改正されたことに伴い、建築基準法の用途地域内の建築物の制限内容も改正されました。

次のページになりまして、風営法の改正内容について説明いたします。

風営法では、ダンスをめぐる国民の意識の変化を踏まえ、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう、営業側側の積極的な働きかけにより、客にダンスができる場所を提供するダンスホール、客にダンスができる場所や飲食を提供するナイトクラブの一部を、風俗営業施設から除外する改正が行われました。

次のページになりまして、建築基準法では、これまでダンスホール及びナイトクラブは風俗営業施設とされておりましたが、風営法の改正に合わせて、ダンスホールは、カラオケボックスなどの類へ、ナイトクラブは劇場や観覧場の類へ変更となっております。キャバレー、料理店などに関しては引き続き風俗営業施設としての規制を受けることとなります。

表の左側が改正前、右側が改正後の内容になりまして、改正前は風俗営業施設として「キャバレー、料理店、ダンスホール、ナイトクラブその他これらに類するもの」だったものが、改正後は「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」が除外され、「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」になります。除外された「ダンスホール」は、「カラオケボックスなどの類」へ変更となり、「ナイトクラブ」は「劇場、観覧場等の類」へ変更となります。

次のページになりまして、認定こども園法の改正内容について説明いたします。

認定こども園法では、幼児期の教育、保育、子育て支援の充実のため、教育と保育を一体的に行う新たな施設である「幼保連携型認定こども園」が創設されました。建築基準法では、保育所がすべての用途地域で建築できるのに対して、幼保連携型認定こども園は学校と保育所の両方の用途規制を受けるため、学校を規制している用途地域では建築できません。

しかし、今回の改正により、全ての用途地域で建築ができるようになります。具体的な内容は学校が規制されている工業地域と工業専用地域で、学校の後に「幼保連携型認定こども園を除く」という文言が追加されます。

次のページになりまして、障害者自立支援法の改正について説明いたします。

障害者自立支援法の施行により、これまで、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった、障がいの種別ごとに分かれていた、福祉サービスや施設名称が一本化されました。障害者自立支援法の施行に合わせて、建築基準法では、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」とする字句修正が行われました。具体的な変更内容は、工業専用地域で規制される「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」とする変更が行われています。

以上の 3 つの法律改正に合わせて、当市の特別用途地区内の建築制限及び地区計画の変更を行います。

説明案件である「特別用途地区内の建築制限の変更」について説明いたします。

表には、変更が必要な特別用途地区名、用途地域の種類、それぞれの地区でどの法律の

改正に関係しているかを表しております。風営法関係の変更では、第 2 種特別工業地区を除いた、全地区が該当しております。認定こども園法の関係は、第 3 種特別工業地区、第 1 種特別業務地区、第 3 種特別業務地区の 4 地区が該当しております。障害者自立支援法関係の変更について該当する地区はございません。

次のページになりまして、風営法と認定こども園法の改正により、該当となる地区の建築制限の変更内容になります。風営法関係では、「ダンスホール」は改正後、全ての地区において建築が可能となります。「ナイトクラブ」については、該当するすべての地区の用途地域が準工業地域であり、用途地域上は改正後に建築可能となりますが、従来から建築不可としていたこと、また、周辺の環境保護等を考慮し、制限を継続して建築不可といたします。認定こども園法の関係では、改正後、すべての地区において建築可能となります。

次のページになりまして、諮問案件である「地区計画の変更」について説明いたします。表では、変更が必要な地区計画と、それぞれどの法改正に関係しているかを表しております。

風営法関係の変更は、北広島団地松葉町地区を除いた 9 地区が該当しております。規定整理とある地区は、「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」の建築制限の変更ではなく、風営法の条項の号ズレへの対応のみの変更となります。具体的には、風営法で第 2 条第 1 項第 8 号というものが、前の方にあった項目が削除されたことにより、第 2 条第 1 項第 5 号というような単純に号ズレの変更を行うものです。

認定こども園法関係の変更は、希望ヶ丘第 2 地区及び大曲幸地区の 2 地区が該当しております。

障害者自立支援法関係の変更は、北広島団地松葉町地区及び大曲幸地区の 2 地区が該当しております。

次のページになります。次に風営法の改正により、変更の該当となる地区と、その地区の建築制限の変更内容についてです。まず、「ダンスホール」については、改正前の全ての地区において、建築不可となっておりましたが、改正後は、北広島駅東地区、希望ヶ丘第 2 地区、大曲幸地区の 3 地区において建築が可能となります。改正後も建築不可としている、大曲東、大曲通地区は、用途地域が準住居の住居系で、用途地域上では改正後は建築可能となりますが、従来から地区計画において、カラオケボックスなどの類を規制していたこと、また周辺に住宅地などがあることから、環境保護のため、今後も制限を継続し建築不可といたします。

「ナイトクラブ」については、北広島駅東地区についてのみ、従来より、地区計画において、劇場、観覧場等の制限をかけていないことや、用途地域が商業地域であることから建築を可能としております。北広島駅東地区以外の地区では、従来から建築不可であったことや、周辺地域が住居系であることから、今後においても周辺との環境保護のため、制限を継続し、建築不可といたします。

次に、認定こども園法と障害者自立支援法関係の改正により、変更の該当となる地区と、

その地区の建築制限の変更内容になります。認定こども園法関係の変更では、改正後、全ての地区において、建築が可能となります。障害者自立支援法関係の変更は、北広島団地松葉町地区と大曲幸地区の 2 地区が該当しておりまして、こちらについては、法律改正の内容に合わせて規定を一致させるものになります。

次のページになりまして、今後のスケジュールについて説明いたします。

6月6日に、北海道建設部まちづくり局市計画課と下協議を行っておりまして、パブリックコメントを7月1日から8月1日までの1か月間実施いたしました。ご意見等についてはございませんでした。その後、地区計画の原案縦覧として、8月6日から19日までの2週間の縦覧、そして、縦覧後の1週間の意見提出期間を設け、8月26日まで行っていました。こちらについても、意見等の提出はございませんでした。本日8月30日の予備審議会にて、主旨説明と諮問、ご審議をいただき、計画案の縦覧を9月中旬から2週間実施いたしまして、10月上旬の予定として、本審議をしていただくこととなります。その後、北海道協議を行い、回答をいただいた後、条例改正の手続きを進めまして、決定告示を、条例改正と同日の12月下旬に予定しております。以上で、建築基準法の改正に伴う特別用途地区及び地区計画の建築物の制限の見直しについての説明を終わります。

◆太田会長 事務局の方から2件まとめてご説明をいただきました。私の方から補足を2点ほどさせていただきますと、基本的には今回の案件は関連法案の改正に伴う変更となっております。それから、本日の位置づけ、8月30日が予備審議会ということになっておりますので、今日は審議の中でご意見を賜りたいということで、その後10月上旬を予定ということでございますけども、2か月後、本審議を行い、決定となりますので、今回は参考的なご意見が、もし、あればいただきたいということをご確認ください。事務局の説明、私からの補足も含めて、ご質問やご意見があれば頂戴したいと思います。

新聞等で聞いたことがある、テレビ等で見たことがあるという方もいらっしゃると思いますが、「ダンスホール」というものが、健全なものであるのではないかという議論の中で、今回の改正になっております。ダンスのスポーツとしての、それから健全なレジャーとしての発展を図っていくべきではないかという色々な議論があり、ダンスホールの位置付けが変わったということになります。その背景でこのような経過があったと、私自身も理解しております。

それでは本審議に向けて、今日の審議会においては、一応の了解を得たと受け止めさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

その他、総括的に、ご質問等あればいただきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

橋本委員お願いいたします。

◆橋本委員 変更箇所図の7に東部中学校地区とありますが、こちらはこういった変更が行われるのですか。

◆事務局（渡辺主査） 説明が足りず申し訳ございません。東部中学校地区につきましては、今回改正する 3 つの法律には該当しない箇所になります。昨年、北海道と協議を行っている中で、地区名称の変更をしてくださいという指摘を受けました。具体的には、沿道 A 地区といったアルファベットが記載されているのですが、アルファベットを抜いたかたちで整理をするという内容になります。地区名称を変更するというので、東部中学校地区についても変更の手続きを行います。次回の本審議の中で、名称変更について、ご説明させていただきます。具体的に地区が変わったり、建物の制限内容が変わったりするような内容ではございません。単純に地区名称の変更のみになります。

◆橋本委員 今回の議論とはまったく関係ないものになってしまいますが、この地域の沿道は住宅を建てることのできない地域になっていますよね。

◆事務局（渡辺主査） こちらが東部中学校地区になっておりまして、国道 274 号、この道路が市道の稲穂通、そして、このオレンジ色になっている部分が東部中学校地区になります。橋本委員がおっしゃっていたのが、この部分になりますが、沿道地区ということで整備計画が行われておりまして、商業施設等を誘導する地域となっております。その他の緑色の部分は、一般的な住宅を建築する地区になりますので、名称としては低層専用住宅地区となっております。この緑色の部分は公園になります。白い部分は調整池です。

◆橋本委員 地域の人に聞きましたら、道路との遮断のためか、住宅は建てることのできないと、お店のみ建てることのできるという特殊事情の制限が設けられていて、実際に土地を使う際に、使い道がないという、自分の持ち物でありながら、なかなか難しいという声があります。

◆事務局（渡辺主査） この東部中学校地区の沿道地区、ここで規制している内容ですけれども、建築できない建築物として、専用住宅があります。兼用住宅に関しても、1 階の床面積の半分以上かつ 50 m²以上が店舗であれば建築できることになります。その他の建築できない建築物として、共同住宅、寄宿舍、ホテルや旅館、その他原動機を使用する工場などが建築できないという制限を設けています。基本的には、商業系の建物であれば、特に問題はないことになります。

◆太田会長 全体的な都市構造からすると、幹線道路沿道は商業系を誘導するということになりますが、地区計画の制限を設けてから、年数が経ったり、高齢化などの問題もあります。また、車社会等もありますので、なかなか単独の店舗が成立するのは難しい。土地を持っていながら、小さい商売が成り立つのか。都市計画ですとか、全体のビジョンから考えますと、住宅ではなく、店舗が建ってほしいということがあるのですが、自分の持

っている土地で住宅を建てることができないということが現実には起きているということで、両方の立場から考えていかなければいけない時期に来ているのかなと思います。全体のビジョンからは難しいですが、個別の市民の方の利益を考えますと、ある程度の見直しを考えていかなければいけないのかなと思います。

他にご質問等はございませんか。

◆鈴木委員 学校は工業地域に建ててはいけないというのは、当然その教育の環境を守るという意味でわかるのですけれども、認定こども園は建てられるという理屈がわかりません。なぜ学校が建てられないのに、認定こども園が建てられるのかということです。

北広島市の都市計画というよりは、考え方の本源的なものとして、特にそこは問題がないという議論がされたのかどうかというあたりも含めて、どういう考えでこれを認めるのかという経緯みたいなものを含めて、教えていただければと思います。

◆事務局（渡辺主査） 認定こども園の関係ですけれども、学校としては工業地域だとか工業専用地域では建てられない。時代の流れもそうですけれども、働きながら子どもを預けるという、例えば、工業系で働くお母さん、お父さんも含めて、そういう機会が結構あるという話を聞いております。国の法律等もそういった流れを見据えて、今回の法律の改正、それに合わせた建築基準法の改正に至ったという様な話は聞いております。北広島市についても、工業団地は共栄、大曲、輪厚にございますので、そういった働く方々の支援というかたちにつながればということで、今回の法律と合わせたかたちで都市計画の変更を行います。

◆太田会長 たまたま苫小牧市の方で認定こども園に関わっていたので、私自身も少し勉強させていただきました。認定こども園では、保育と幼稚園教育が一体となるということで、0歳、1歳、2歳が保育の年齢、3歳、4歳、5歳が幼稚園の年齢ということになります。できれば0歳、1歳、2歳をそのまま3歳、4歳、5歳にもっていきたいということです。

北広島市もそうになっていくのだろうと思いますが、苫小牧市の場合は市が認定しますので、認定こども園に市から補助を出す意味合いもありまして、市が認定しております。

鈴木委員の疑問に関連していくと思いますが、都市計画のことも含めて、市の認定だからとはいっても、ここは作るべきじゃないところというのとも出てくるかもしれない。だから、工業エリアで働くイメージとしては、やはり保育があることによって、色々な層の人が働けるということを誘導したいという思いもあり、そのバランスが重要だと思います。

こんなところにあつたら厳しいなというところよりは、本当にイメージとしては食品加工だとかそういうような軽工業で、かつそこで働く方々が、どうしても保育が必要あると感じる場所にできると、経済面でも活性化するというのが背景かなと私は思います。

◆鈴木委員　法律上認められているのですけれども、実際に建てる時には1つ、1つの案件についてしっかりみて、安全が確保できるということを、ある程度確認できるシステムが必要ということですね。

◆太田会長　繰り返しになりますけれども、認定こども園は市が認定するということになっておりますので、都市計画とうまく連動して、しっかりとブレーキをかける必要があります。

◆田原委員　以前、厚生労働省の方で託児施設の助成金を担当していたのですが、単体の工場ですとか病院で託児施設を建てるのですが、運営が10年以上続かないのです。建てた当初は需要があったのですけれど、子供たちが大きくなってしまうと、数が減ってしまって、経営が成り立たないということがあり、今度は工業団地協同でつくってみてはどうかという話になりました。工業団地協同組合で設立した場所はあるのですけれども、工場ごとによって雇用する労働者の層が違うので、うちはたくさん預けていないのに、何で分担金を払わなければいけないのだということ喧嘩が起こってしまったのです。

国が助成をしたものは、安易に数年でなくすわけにもいかないもので、最低何年間かは運営をしないと、助成金や補助金を国へ返還しなければいけないというようなことがあり、最終的に公ということで、地域に設立することで、毎日預けるわけではないのですが、週3日程度やあるいは、その子どもの年齢によっては、転勤をするような方々もいらっしゃるのですが、そういう施設があれば就労は支援できますし、労働力の確保にもなるという背景で、緩和をされたというようなことを伺っております。

ただ、一方で単体の託児施設だった時代に認可基準を設けてはいたのですけれども、必ずしも良好な環境ではないところに設立されていたものもあり、例えば、周囲に遊べる公園が少なかったですとか、交通量の多い国道に面してしているので、公園まではマイクロバスで子どもを運んでいたなど、さまざまなところがありますので、そういう意味では市が認定するときに、そういった要件についても独自に整えて認定していくことで、子供たちの健全な発達環境と労働力の確保という、両方の面で、認定をするということがブレーキになるのではないかなと思います。以上です。

9 その他

◆太田会長　貴重なご意見ありがとうございました。内部で横断的にバランスをとっていく必要があるということですので、よろしく願いいたします。

せっかくの機会でございますので、もし何かありましたら、少し外れていても結構ですのでご質問やご意見いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次第の9番、その他ということになります。事務局の方でございま

したらお願いいたします。

◆事務局（諏訪課長） 本審議会の委員の皆様のご任期についてであります。今月 8 月 31 日をもって任期満了となります。各委員の皆様におかれましては引き続きお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の審議会につきましては、本日諮問いたしました、「札幌圏都市計画地区計画の変更」についてのご審議と、企画課で立地適正化計画（案）を策定することになりましたことから、その作成状況等について報告してまいりたいと考えております。時期につきましては 10 月頃を予定しておりますが、委員の皆様と日程を調整させていただき、開催をお知らせしたいと考えております。

また、太田会長におかれましては、平成 20 年度から 4 期 8 年間、委員及び会長を務めていただきましたが、一身上の都合により、今任期をもちまして、退任することになりました。長い間、当市の都市計画行政にご尽力いただきましてありがとうございました。企画財政部長の中屋よりお礼を申し上げたいと思います。

◆事務局（中屋部長） 太田会長におかれましては、平成 20 年度から 4 期 8 年間、委員及び会長を務めていただきまして、誠にありがとうございました。その間、当市においても、輪厚工業団地の市街化区域の編入、長期未着手の都市計画道路の見直し、都市計画マスタープランの見直し、土地利用計画制度の見直しなど、当市の都市計画に関わる様々なことをご審議いただきました。昨年度の審議会におきましては、当市の都市計画マスタープランにおける北広島市にふさわしいコンパクトシティ、これについて大変貴重なお話を聞かせていただきまして、改めて、当市の現状と課題について振りかえることができたかなというふうに思っております。

太田会長におかれましてはこの度、ご退任ということになりますけれども、当市では今後、立地適正化計画の策定など、さまざまな課題も抱えておりますので、今後とも機会がございましたら、ご意見を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

長い間、本市の都市計画行政にご尽力をいただき、また、市職員に対しましてはご指導を賜りましたことに対しまして、本当に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

◆事務局（諏訪課長） 改めまして、太田会長にご挨拶をお願いいたします

◆太田会長 私的な理由といたしますか、ルール上といたしますか、誠に残念な気は自分自身しておりますけれども、今お話がありましたように、委員として、副会長及び会長として 8 年間、都市計画という立場から北広島市の発展、活性化に資して参ったと、自分自身

は認識しております。至らぬ点もあったかとは思いますが、皆様と一緒に、十分に機能してまいったというふうに考えており、これも一重に委員の皆様のご理解、ご支援をいただいた賜物だということで、改めてこの場をお借りしまして、深くお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

お話にもございますように、国におきましては近年において、立地適正化計画という、まちをコンパクトにしようということが立法化されました。私自身も都市計画学会の幹部の一員として、非常に興味を持っている法制度でございます。北広島市の事務局のメンバーといろいろ意見交換をする中で、本格的に北広島市が立地適正化計画の策定を本年度から3年間で進めていくということで、その中身が都市計画に非常に密接な関係を持っておりますので、本都市計画審議会も、立地適正化計画の策定に当たっては非常に重要な役割を果たすものだと思っておりますので、私は諸般の事情で去るわけでございますけれども、残された委員の皆様におかれましては、立地適正化計画の策定に当たって、十分にご活躍していただきたいということを最後にお願ひ申し上げて、退任のご挨拶とさせていただきます。本当に8年間、ご理解、ご支援を賜りまして、ありがとうございました。

10 閉会

◆事務局（諏訪課長）ありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度第1回北広島市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ご審議いただきまして、ありがとうございました。